

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第23号
事故等種類	火災
発生日時	平成22年2月6日 10時20分ごろ
発生場所	福岡県博多港 箱崎ふ頭第16号岸壁 (概位 北緯33°38.5′ 東経130°24.4′)
事故等調査の経過	平成22年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 <small>トン アン ハイ</small> TONG AN HAI、1,546トン 8708828（IMO番号） AN HAI SHIPPING CO., LTD（ペリリーズ国） HAI XING SHIPPING LIMITED（用船者及び船舶管理者、中国）
乗組員等に関する情報	船長、締約国資格受有者承認証 船長
死傷者等	なし
損傷	船倉の電線に焼損等
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、2月6日早朝博多港箱崎ふ頭に右舷着けし、08時20分ごろスクラップの積荷を始めた。</p> <p>積荷は2人の作業員により2台の油圧ショベル（重量約8t、キャタピラ一駆動、グラブ付）を使用して行われた。陸上の作業員Aは、スクラップを掴んで船倉に落とし、船倉内の作業員Bは、それを適当に移動し、踏みつけて均していた。</p> <p>作業員Bは、後部から前方に向かって作業を進め、船倉底から高さ約1.2mで最初の層を積み終えた10時30分ごろ、作業員Bが左舷最前部のスクラップから黒煙が出ているのを発見した。</p> <p>作業員Bは、直ちに作業員Aに連絡し、両人が持ち運び式粉末消火器を使用したが消火できなかった。</p> <p>乗組員は、消火部署を配置し、海水を放水したが消火できなかった。</p> <p>出荷積荷業者は消防署に通報し、消防車、消防艇が出動して消火活動が行われ、13時25分ごろ鎮火した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3</p> <p>海象：波 なし、潮高 約1m、気温 約6℃</p>
その他の事項	<p>船倉は、長さ約43m幅約12.5m深さ約7m、船倉ハッチは長さ約32m幅約9.5mで、船倉前部の縦長さ約7mの部分（以下「奥部分」という。）は甲板下にあり二段構造になっていた。</p> <p>スクラップは、家電、OA機器、遊具、小型機器等を破碎処理したもので、金属、プラスチック、電線、小型電動モーター、ゴム類、プリント基盤等で構成されていた。</p> <p>積荷開始時、作業員は甲板上に約30本の持ち運び式粉末消火器を準備した。</p> <p>Bは、奥部分へ積み込むとき、スクラップの押しつけ及び移動を何回も繰り返した。</p>

	<p>奥部分の第2甲板に過去の積荷資材のむしろが大量に保管されており、引火したその部分へ放水が届かず、上甲板を開穴のうえ放水して最終的に鎮火した。</p> <p>出荷積荷業者は、本船の接舷岸壁をスクラップ保管場所として専用に使っていた。</p> <p>保管場所には、本船積荷と同類のスクラップが山状に野積みされていたほか、バッテリー、タイヤ、ペットボトル類はそれぞれ分別して野積みされていた。</p> <p>出荷積荷業者は、スクラップがトラックで搬入される度に中味を点検して、バッテリー、ガスボンベ、油付着物等、火災原因となり易いものを仕分けしていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、博多港において家電などを破砕加工したスクラップを積荷していたが、構成する素材の性状は雑多で、発火し易いものが混入していた可能性があると考えられる。</p> <p>スクラップは、船倉内に1層が積み込まれたのち、奥部分の左舷側で燃え始めたものと考えられる。</p> <p>本船は、スクラップを奥部分に積み込んでいたとき、スクラップ同士で強い衝撃や摩擦が生じて自然発火した可能性があると考えられるが、発火物を特定することはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、博多港において家電などを破砕加工したスクラップを積荷中、スクラップ自体が自然発火したため、スクラップに延焼したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	